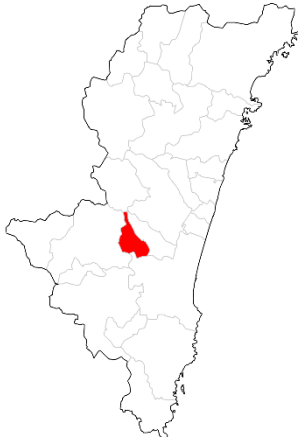


綾町特産酒類ワイン特区

都道府県名：	宮崎県	
申請主体名：	綾町	
区域の範囲：	宮崎県東諸県郡綾町の全域	
特区の概要：	本町では、昭和 63 年に全国初の「自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、新たな農業、農村づくりを進め、特に近年、町内の農畜産物の付加価値向上へ向け6次産業化による農業振興の関心が高まっている。 今回の特例措置の活用により、ワイン産地としての知名度向上の他、有機栽培等によるワイン製造や体験、地元大学と連携した商品開発や人材育成、ワイナリーにおける雇用や就労機会の創出の他、グリーンツーリズム等を目的とした国内外からの観光客の集客、地域特産物の生産の増加を図る。	
適用される規制の特例措置：	特産酒類の製造事業	



ぶどう園を外から見た様子



有機農業のまち